

令和4年4月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年4月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年4月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年4月20日(水) 午前9時30分～午前11時10分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

1. 大西 貴久

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅
主 任 中山 弘美
主 事 秋山 雄貴

その他の出席者

農林水産課 谷本 孝二
農林水産課 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
報 告
1. 農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について
2. 定例農家相談会の開催結果について

土地に関する議題

- 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第27号 非農地証明願について
議案第28号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

- 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和4年4月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただ今から令和4年4月の農業委員会定例総会を開会いたします。開会に先立ちまして、4月で人事異動がありましたので、農業委員会事務局に関して異動のあった職員の紹介をいたします。農業委員会事務局で、転用の担当をしていた近藤担当長が福祉課に異動されまして、代わって秋山雄貴主事が着任いたしました。

●主事（秋山雄貴君） 今年4月に入庁いたしました秋山雄貴です。よろしくお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 秋山主事につきましては、近藤担当長が担当していました転用業務を行います。新規採用ですので、当面は私と次長でサポートする予定です。本庁は、私小西と大西次長、岩崎主査、秋山主事と会計年度任用職員2名で対応いたします。なお、飯山・綾歌各市民総合センターの農業委員会の担当で、人事の異動はありませんでしたので、飯山は、江渕副主幹、山根主任、綾歌は造田副主幹、中山主任で、引き続き農業委員会業務に当たります。これまで同様、農業委員会活動、農地の有効利用の推進に尽力して参りますので、今後ともご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。それから、本日は、農林水産課谷本課長、それから西山主査にもお越しいただいています。一言挨拶をよろしくお願いいたします。

●農林水産課（谷本孝二君） 改めまして、おはようございます。この4月から農林水産課の課長をさせていただきます谷本と申します。前任の横井が3月をもって定年退職になりましたので、後任ということでよろしくお願いいたします。あと農振の担当として栗岡担当長が今までお世話になっていたのですが、異動になり後任が西山主査ということで、今後、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ちなみに2人とも飯山町出身です。私は合併前に農業委員会の5年と合併後1年、また合併後すぐに農振の担当を平成25年まで8年間していますので、この雰囲気懐かしいなと思っていますし、顔を見たことある方も多々ある中でまた今後、お世話になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●農林水産課（西山善行君） 4月から変わって参りました西山です。今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。それでは、本日机の上にお配りしています資料の確認をお願いします。本日の資料として、①総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次回日程）です。それから、事前にお送りしています議案書等をお出してください。それから、本年度の島しょ部の農地利用調査につきましては、会長・副会長の3名と、旧第1選挙区の推進委員4名と事務局で考えています。総会終了後、簡単な打ち合わせをしたいと思いますので、申し訳ありませんが、役員の皆様は、お残りください。

それでは、活動記録簿をお出してください。活動記録簿は、新しい冊子を来月にお渡しする予定にしています。新しい冊子には、これまで以上に詳しく活動内容をご記入いただくようになります。4月からの記録は、

報酬対象外の農地を見回りしたとか、それから転用の現地確認をしたとかも記録しておいてください。次回総会には新しい冊子をお渡しできると思いますので、その時は4月の内容も新しい冊子にご記入いただくようになります。なお、毎年、6月から8月で行っていただいています「農地の利用状況調査」や農業者から相談があつて解決に向けて農地所有者に話に行ったなどの、報酬対象の活動については、その冊子に記録いただくとともに、A4横の活動記録簿でも提出していただくようになりますので、よろしくお願いします。それでは、本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記録をお願いいたします。本日持参されていない方は、帰宅後記入をお願いします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただいまから4月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。野菜の植え付けとか、また畦草が伸びてきて草刈とか忙しくなつて参りました。そういう中で今日、4月総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。コロナ感染症がなかなか収まりません。まだまだ当分続くようです。さらには、ロシアのウクライナ侵攻がありまして、テレビで毎日放映されていますけれど、本当に大変なことになっています。ウクライナは、ご承知のように小麦の大産地です、その栽培管理、また、流通の混乱により世界中で食料品が高騰しています。お手元に昨日の日本農業新聞のコピーをお配りしています。ちょっとだけ読みますと、食料安全保障を巡る日本のリスクが表面化する中、食料をできる限り国内で生産・消費することの重要性を国民に広く伝えるため、東京大学大学院の鈴木宣弘教授が中心となつて、農業政策の専門家らが「食料安全保障推進財団」を設立した。生産者や消費者による勉強会を後押しするなどして日本の食料を巡る現状を共有し、国民に行動を促す考えだ。国内の資源の循環や食料自給率の引き上げが急務だと指摘している。この危機が国民の共通認識となっていない、国民全体で行動していくための場づくりが必要だと述べている。それから、ロシア軍のウクライナ侵攻を受けて、中東諸国ではパン不足が深刻化している。主食の価格急騰に市民の不満が増大、各国が対応に追われている。日本の食料自給率は37%ということで、先進国の中では、極端に低いという状況です、何が起こるかもわからないという、今の時代に、食料自給力を確保していくということは、本当に必要なことです。食料自給率、農地と、それを担う労働力、いわゆる農家を守っていくということが必要不可欠だと、食料安全保障の観点からも必要不可欠だと思っています。私たち農業委員、推進委員は担い手である農家を守っていく大きな使命があると思っています。

議事を進めます。本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、16番松下委員と2番の宮武副会長をお願いいたします。

それでは農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画

の変更について」、議題2その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いいたします。

●農林水産課（西山善行君） 失礼します。令和4年4月1日締切4月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告いたします。資料を読み上げます関係で、座って説明いたします。それでは、お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。資料1ページから順にご説明いたします。

番号4の1、中津町・・・面積970.00㎡を・・・が車両置場として整備します。

番号4の2、川西町北・・・面積376.00㎡外3筆を・・・が資材置場・車両置場として整備します。

番号4の3、川西町北・・・面積1,167.00㎡のうち250.00㎡外1筆を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の4、川西町南・・・面積589.00㎡外9筆を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の5、郡家町・・・面積819.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の6、郡家町・・・面積1,144.00㎡のうち127.81㎡を・・・が進入路を整備します。

番号4の7、郡家町・・・面積428.00㎡のうち116.00㎡外1筆を・・・が分家住宅を建築します。

番号4の8、郡家町・・・面積942.00㎡外6筆を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の9、飯野町東二・・・面積1,097.00㎡のうち1,010.10㎡外4筆を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の10、垂水町・・・面積1,078.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の11、綾歌町富熊・・・面積700.00㎡を・・・が資材置場・駐車場として整備します。

番号4の12、綾歌町富熊・・・面積779.00㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の13、綾歌町富熊・・・面積771.00㎡外1筆を・・・が分譲住宅を建築します。

番号4の14、飯山町上法軍寺・・・面積1,020.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の15、飯山町下法軍寺・・・面積7.76㎡外1筆を・・・が進入路・宅地拡張として整備します。

番号4の16、飯山町西坂元・・・面積827.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

番号4の17、飯山町東坂元・・・面積1,767.00㎡を・・・が特定建築条件付売買予定地として整備します。

以上17件、合計33,895.93㎡の申出となっています。変更区分・地域別の内訳は、4ページの表にあります。以上になります。よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（大口年昭君） 7番大口です。筆数が多いと合計面積が分かりにくいので、案件ごとに合計面積を記載してください。

●農林水産課（西山善行君） ご意見ありがとうございます。それでは、次回からそのようにいたします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にご意見もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものといたします。

その他の議題、ありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告・連絡事項に移ります。報告1「農地等利用の最適化の推進に関する意見に対する回答」について、回答ですから報告ではないと思うのですが、ここで取り上げます。昨年6月に委員の皆さんから意見や要望を提出していただきまして、それをまとめたものを、市長、また市議会議長に提出いたしました。この意見書の回答につきまして、農林水産課の谷本課長、西山主査においでいただきました。説明をお願いいたします。課長は、農業関係について非常に経験豊富だということを今はじめてお聞きしまして、私どもも頼もしく思っています。それでは、よろしく願います。

●農林水産課（谷本孝二君） 失礼いたします。お手元の方に、6枚綴りの用紙があると思います。表紙に農業委員会会長宛で市長の公印を押したものをご用意ください。令和3年10月20日付けで意見書の提出がありまして、その回答になります。座って説明いたします。1枚めくってください。1番目の「担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について」です。担い手の関係につきましては、平成5年に制定されました農業経営基盤強化促進法に基づく要綱がものすごく多くて、こちらの方につきましては、市長部局がほぼ申請なりをするような運びになってはいますが、実務上につきましては、農業委員会にご尽力をいただく部分が多いところではあります。また、今回、意見のありました(1) 今後の「人・農地プラン」の見直しにつきまして中小規模や多様な経営体のプランに位置付ける件と、また対象になっていなかった経営体につきまして補助制度の創設を支援するとか、あとまた、地域の目指す将来の農地利用の姿（目標地図）を明確にして、実現するためのプラン策定に努めてくださいという提案が上がっています。こちらにつきましては、「人・農地プラン」に位置付けられる中心経営体っていうのが、認定農業者、認定新規就農者、また集落営農組織、基本構想というのは市の農業基本構想になるのですが、この目標所得水準達成者ということ。この目標水準達成者というのは、概ね他産業並みの所得が達成できるような経営をされている方ということで農林水産省の現行の定義に合致する方に限定をされています。また、中小規模や多様な形態、そのような方につきましては今、国の方で、詳細を詰めている段階で、何もわかってないような状況です。今後、国からいろ

ろな施策が出てくると思いますので、その辺りにつきまして連携、情報提供を密にして、協議も含めながら、今後対応していきたいと思っています。目標地図につきましては、令和3年12月24日付プレスリリースで「人・農地プラン」の関連施策の見直しというのが出されています。今後の対応方向が示されていますが、その中で農業委員につきましては農地の出し手、また受け手の情報の収集、また農地バンク等の関係機関とワンチームになって10年後に目指すべき農地の効率的な総合的な利用の姿を明確にした地図、これが目標地図ということで、この原案を作成していただきまして、市が最終的に決定することになっています。現時点では開発途中にはなるのですが、正式名称は農林水産省共通申請サービスということで、この中に農地情報公開システムっていうのがあります。このなかに農地ナビの部分が入ってきます。タブレット端末の活用、また現場でのアンケートなど課題はあると思いますが、協議をしていただきながら、地図を作成していきたいと思っています。あと土地改良事業につきましては、今「人・農地プラン」の要件がないと、土地改良事業の中で耕地整備とかいろんなもので事業ができない部分も増えてきていますので、そういったものについても十分対応できるような形で考えていきたいと思っています。あと(2)市内には狭小、不整形な農地がいっぱいあるということ、また幅員が狭い作業道で大型機械の利用が難しいところがあり、農地利用の集積・集約化が進まない状況になっている。担い手の集積につきましては、いちばん作り手がいいのは基盤整備事業です。そうすれば面積も大きくなるし、用水路も整備されて農地が使いやすくなりますが、どうしても土地改良事業に係る地元負担が発生しますので、軽減措置を考えてほしいという要望をいただいています。農林水産課の中に土地改良担当がありまして、この4月から地元の末端の負担率を半額にしています。県下では一番、土地改良事業の地元負担が減っていると思います。水路とかだったら負担率が20%だったのが10%になっていますので、市長の考えのもと、できるだけ末端の農業者に負担にならないように、土地改良事業の地元負担の軽減をしています。基盤整備事業については要件が難しい点がありますので、国や県に要望して、できるだけ多くの方が取り組めるような事業の要望をしていきたいと思っています。事業に当たりましては、どうしても地元の皆さんの理解が必要ですので、説明会等を十分にさせていただいて取り組んでいきたいと思っています。

2番目の遊休農地等の発生防止・解消につきまして、(1)農業委員会では、日常的な農地パトロールや利用意向調査、農地中間管理機構と連携した農地貸借のマッチングや広報活動等を通じて、遊休農地の把握及び発生防止・解消に取り組んでいます。市長部局においても農業が持続的に展開できるような施策を講じ、耕作放棄の解消を図るとともに、農地所有者に対しては、農地の適正管理について指導を強化する等、実効性のある取り組みを行うことということです。回答としては、耕作放棄地の解消については、今、農業委員が主体的に取り組んでいただいている部分が多いのですが、今後も農業委員会と情報共有・連携を行い、農業が持続的に展開できるように、各種事業の実施、認定農業者等担い手の方が農地を集積する際に、どうし

ても機械整備とかが必要になってきますので、そういった支援等も今まで同様に取り組んでいきたいと思っています。(2) 将来にわたり農地や水路・農道など、適切に保全管理するためには、地域住民の参画による地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりが必要である。「多面的機能支払交付金事業」に取り組んでいる活動組織に対しては、支援の継続・拡充及び新たな組織の発足に努め、農地の持つ水源の涵養や自然環境の保全、良好な景観形成を図るとともに、農業生産活動を支援することということです。「多面的機能支払交付金事業」につきましては、飯山・綾歌はある程度広域化していたのですが、去年、旧丸亀でもある程度大きな広域的な組織になりまして、より大きな事業ができるようになっていきます。今後、活動組織ができていないところにつきましては、地元説明会等をさせていただいて、できるだけ多くの方が取り組めるような体制を作るように努めて参りたいと考えています。

次のページをご覧ください。3番の農業への新規参入等の促進について、(1) 独立または親元就農や定年就農や農業法人への就職など、いろいろな形と支援がわかりにくいということで質問をいただいています。新規就農の相談があった時には、基本的に一番知識があるのが中讃農業改良普及センターです。こちらとまず連携させていただいて、あとやっぱり、農協の力も大きいので、相談していただいて、市を入れて四者で、いろいろ聞き取り等をして、それぞれの立場から、いろんな助言等をしています。電話等でよくあるのですが、話を聞いていますと簡単な家庭菜園みたいな話も多くありまして、なかなか大規模な農家というのが少ない状況の中で、新規就農できる方については、できるだけの協力をしています。(2) 農協や農地中間管理機構と連携して、農業者としての自立可能なモデルケースを提示するなど対策を行うことです。丸亀市農業再生協議会の会長が農業委員会の会長ですが、こちらの方で毎月水田部会・担い手部会合同定例会を開催しまして新規就農者や担い手関係の情報・意見交換を行っていろいろな話をしています。新規就農の相談につきましては、先ほども申しましたようにいろいろな目的がありますので、新規就農したい人の考えが様々ですので、いろいろなケースを想定しながら対応しています。農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を市で定めていますので、こういう作物だったらこれぐらいの規模、だいたい他産業並みの所得が得られるのではないかという指標があります。こちらの方と照らし合わせて、それに合わせたような形でないと新規就農認定というのができないようになっていきますので、それに合うような形で指導をしています。農業委員会におかれましても、農業委員、また農地利用最適化推進委員に新規就農者の見守りとか、あと農地の貸借等の動向がありましたら、情報を提供いただきまして、いろいろな形で新規就農者の支援に努めて参りたいと思っています。

次に5ページをご覧ください。その他です。(1) 宅地化に関することです。回答としては、食料の供給、またその基盤となる農業・農村の重要性について市民の理解を高めることは農業委員会をはじめ関係部局の共通課題と認識いたしています。市民に対して国産農産物の消費拡大や食料・農業・農村の重要性に関する市

民の理解が進むように広報やホームページを通じて広報活動を行って参ります。また、農業委員会におきましても、引き続き指導、広報活動等ご協力をお願いいたします。(2) 6次産業化の推進、また丸亀ブランドの商品化についてです。6次産業化につきましては、新市長体制のもと重点課題となっています。年間3件ずつぐらいにはなりますが、いろいろな形で協議を進めています。商品化するのが難しいのですが、引き続きブランド化、ブランドの商品化に努めて参りたいと思っています。(3) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済環境の悪化によって、農業分野における消費低迷による売り上げの減少と市においても農業者へ情報の提供を図っていますが、関係機関との連携により支援の要件に該当する農業者に積極的に制度の活動を働きかけるということです。回答は、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大による経済環境の悪化の際には、国が緊急的に用意した支援策について庁舎内で横断的に情報協議を行い、農業者に限らず市民のあらゆる相談・ニーズに対処できるように努めてきました。また農業関連事業において活用可能な支援策については、県・農協など関係機関と連携し、一軒一軒電話等で案内した例もあります。皆さんご承知かと思いますが、現在一反当たり1万の米価の下落に対する補填をしていますが、新型コロナウイルス感染の状況が長引きますと、いろいろな形で対応策等を考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。(4) 地域の農業・農村・農家を守り、国民の命と健康を守るためには、食料の地産地消が大切である。農業と食の大切さの意識を高めるため、生産者と消費者の双方向のネットワーク作りや、産消提携の取り組みを行うということです。回答は、地産地消については、給食などはできるだけ地域のものを使うという考えのもとでしていますが、給食については、必要量が定期的に揃わない点がありまして、なかなか全てがその通りにならないところもあります。あと、小学校等で食育とか農業体験、また地産地消の関係で料理教室を行っています。小さい子供のうちから食の大切さ、また農業の大切さを理解することによって、大人になってもそういう意識が続くような活動を今後ともしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。以上になります。

●会長(松岡繁君) ありがとうございます。最初に私から、2点ほどお尋ねします。まず、2ページ目です。これから「人・農地プラン」、「目標地図」を作りなさいということで今、国の方で言われていますが、私どもにも新聞情報ぐらいしかありませんので、よくわかりませんが、地域での話し合いに基づいて、作成しなさいというようなことが書かれています。最後にアンケートの実施等ご協力をお願いいたしますと書いていますが、私ども、2年か3年前に、一反以上の農家について、農業委員・推進委員が一生懸命にアンケートをとって、約80%の回収をしました。それに基づいて地域での話し合いをしようとするのですが、新型コロナウイルスの関係で塩漬け状態になっています。一生懸命した調査なので、そのままにならないようにしてくれと農業会議にも言ったりしましたが、新たにアンケートを実施するのではなくて、じゅうぶん活用できるのではないかと思います、ご検討いただきたいと思っています。それから、机上のプランではなく、実質化されたプラン、本当に役に立つプランを作る必要があると思います。補助金をもらうためのプランで

はない。そのためには地域での話し合いが必要で、その時に地域の誰を寄せるかということになった時に、集落の代表者に、案内状を出して、しっかり議論をする。その地域の自治会のことはよく知っていますから、自治会長を呼ぶ。自治会長はこの頃非農家が多くなっているの、農政協力員を呼ぶ。新しい農政協力員を出しなさいという文書を、私は見ていません。4ページです。新規参入の促進についてですが、この頃、半農半Xということをよく言われます。半農半Xとは、いわゆる兼業農家のことだろうと思いますが、国が言っているのは、新規に就農する人で、よそから入ってくる人は初めから戦力じゃなくて、兼業しながら農業に取り組むというということです。ただ親が農業をしていて、その息子が定年退職なり、仕事に行きながら農業できる人は、半Xで農業してもらおう。その方が、機械はあるし、技術もあるし、手っ取り早いと思いますので、力を入れていただきたいと思います。それから、6ページです。これからは農業の中だけでいくらがんばっても、農業の発展はないと思います。食べ物がなくなったら困るのは国民全体ですから、農業の大切さ、またそれを作る農家の大切さとかをしっかりと消費者にご理解をいただけるように、双方向のネットワークを作ってくださいと申し上げているので、ちょっと回答に不安が残るなと私は思っています。以上、私からの質問です。

●農林水産課（谷本孝二君） 私もこれで報告せよっていう話だったのですが、今までの経験上、まさに最後に言われた6ページのところはちょっと物足りないのかなと思いながら報告をしました。最初の目標地図の関係ですが、国の「人・農地プラン」の関係ですので、基本的には中心になる認定農業者とかの意見を十分に聞くのが主になってくると思います。アンケートにつきましては、最後に言いました土地改良事業とかの関係で、この「人・農地プラン」に位置付けられてなかったら、いろいろな施策ができないような状況が出てきますので、そういう希望があるところについては、再度アンケート調査等が必要でないかなと思っています。前に取っていただいたアンケートについては、いろいろな意見を集約していただいていますので、それに基づいて、大元は作りまして、それで足りない部分について、再度アンケート調査等をお願いする場合がありますのかなと考えています。いっぱい言われたので…。農政協力員につきましては、自治会長にではなくて、去年していただいた方に送っています。今までしていただいた方に、来年は誰になりますか、継続されますかというような形で、3月の段階で送付して、今、取りまとめとも大方終わっています。農政協力員は今までと同様になっています。地産地消については、消費者から一番多い問い合わせが、有機農業についてです。消費者は普通に国産品として売っているものよりは、有機野菜を求める傾向がものすごく強いです。有機農業につきましては、農業者が限られていることから、なかなか消費者のニーズに合った話ができないところもあります。地域の農産物につきましては、今まで以上に消費者にPRするような活動を今後していく必要があると考えています。定年就農についての助成金についてです。新規就農認定につきましては、年齢制限がありまして、45歳未満の方でないと認定ができません。また45歳未満は45歳までの方であって

も、申請する前に農地等を取得していると、農地取得から5年の期間しか新規就農認定ができません。だから農地を取得して4年後に新規就農認定をすれば本来5年間の計画で行けるのが1年しか認定がないということになります。新規就農認定をしないと、補助制度とか融資制度が利用できないようになっています。45歳以上の方については、認定農業者等へ移行というのをさせていただくと支援措置が受けられると思います。新規就農されて年齢要件が合わない方については、認定農業者等への誘導という形で今後対応をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（大口年昭君） 3ページに掲載されていますが、「多面的機能支払交付金事業」について、事業主体はだいたい土地改良が県から補助金をもらって、川浚いとかしています。土地改良だけじゃなくて、自治会とかコミュニティとかを認めて、地元の住民に理解をしてもらい取り組みをさらに深めて欲しいと思います。農業委員会が「人・農地プラン」の協議をするところへ土地改良にも入っていただいて、話をしてほしいと思います。

●農林水産課（谷本孝二君） 地域住民の参画について、その人が農地を耕すとかは難しいので、農業を知ってもらおうという取り組みが必要なのかなと思います。そうすると体験学習的なものが、今、綾歌・飯山にある市民農園的なもので農業の理解を深めてもらうのが一番なのかなと思います。今いちばん地域住民の取り組みが多いのが水路清掃だと思います。要は、排水の関係で、井出浚い有的时候に、団地の方が出てきてくれるという話です。市にも苦情があるのですが、この辺がうまく地域の土地改良区などと関わりが持てるような施策を今後考えていく必要があると思っています。その際には、ご協力等をお願いします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（登倉賢仁君） 14番登倉です。私どもの自治会で最近、農業をされていたお父さんが亡くなられて、後を継ぐ方がいなくなりました。娘さんは結婚されているようです。田んぼには草が生えている。どうしたらいいのか。相続ができていけば、相続人に話ができるのですが、相続の話ができていないようです。隣の田を耕作している方も、最悪、自分の田の横の端だけでも耕作でないかと言っていました。勝手に耕作してもいいのか、指導とかができるのかということを悩んでいます。

●農林水産課（谷本孝二君） 登倉さんといえば、国持の方ですか。これは農業委員会になると思うのですが、賃借料が発生するような貸借はなかなかできないので、使用貸借で、法定相続人の方も半数以上の同意が取れるといいです。そのような形で、できるだけ権利が残らない関係で、誰かこっちにおいでの方とか話をして、必要限度の同意が必要にはなってくるのですが、相続ができてない場合でも、法定相続人の何割の同意という形で対策ができるはずですよ。その辺は農業委員会に聞いていただけたらと思います。よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようです。今日はどうもありがとうございました。

次に、報告2「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告をいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。

農林水産課谷本課長と西山主査にはここで退席いただきます。ありがとうございました。

それでは、農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、3月28日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は4月5日月曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は4月11日月曜日、久米委員で、午前9時から11時の受付で行い、本庁開催時に1件の相談がありました。本庁開催時の相談内容は、現況市道になっている農地の取り扱いについてでした。事前に連絡がありましたので、建設課管理担当にも話をして当日同席をいただきました。今回、隣接する農地の一部転用を行うにあたり、近隣の調査をしましたところ、農地の一部が市道に含まれていることがわかり、分筆を行いました。市道なので、どのような手続きが必要かとの相談でした。建設課の話では、既に現地立会は行っており、その時に市へ寄付するかどうかは相談者で決めていただく話はしていたそうです。相談者の希望では、現地の近くで同じように田の一部を市道にしたことがあり、その時に市が買い上げてくれているのなら、今回も同じようにして欲しいとの話でありました。建設課は、今後も農道管理を市が行うなら、市への寄付を考えてはどうかとの話をいたしました。相談者から前回の経緯を調べてほしいとの希望がありまして、かなり古い話にはなりますが、可能な範囲で調べてお伝えするということになりました。次に、次回の農家相談の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は4月27日水曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は5月6日金曜日、葛原委員、綾歌市民総合センター開催分は5月10日火曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ9時から11時までの受付となっています。当日は、「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしく願います。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。あと認定農業者名簿について説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。議案と一緒に認定農業者名簿を送付いたしました。認定農業者等につきましても、農林水産課から4月1日現在の名簿をいただきまして、認定農業者が144経営体となっています。農地利用の紹介などの参考にお使いください。なお、この名簿ですが、住所、氏名、それから認定日等の個人情報が入っていますので、取り扱いには注意をお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） その他の報告はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。土地に関する議題といたしまして、

議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第26号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第27号「非農地証明願について」、

議案第28号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひします。議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は3件です。

1番、綾歌町岡田東・・・面積11.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉苗を作付けする計画が提示されています。

2番、飯山町上法軍寺・・・合計面積1,523.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

3番、飯山町上法軍寺・・・合計面積5,363.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人売買により所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画を提出されています。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地

の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から3番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件につきましては、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 2ページをお開きください。議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、土器町西二丁目・・・面積631.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、昭和60年ごろ農地を造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきましたが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、土器町西二丁目・・・合計面積472.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、昭和49年ごろ農地を造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきましたが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により提案できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるな

どの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議
よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は14件です。

1番、津森町・・・合計面積8,364.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲29区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4ページをお開きください。

2番、山北町・・・合計面積1,274.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、川西町北・・・合計面積1,378.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページにかけてになります。

4番、川西町北・・・合計面積2,839.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、川西町北・・・合計面積 80.31 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、進入路の拡幅整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページにかけてになります。

6番、川西町北・・・合計面積 1,393.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、土器町西一丁目・・・合計面積 3,224.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになります。

8番、土器町西二丁目・・・合計面積 1,089.63 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9ページにかけてになります。

9番、土器町西三丁目・・・合計面積 10,133.58 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗兼貸撮影ベースの建築整備を図るものです。申請地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、土器町西三丁目・・・面積 614.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、貸店舗兼貸撮影ブースの建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10ページにかけてになります。

11番、土器町西四丁目・・・合計面積 2,082.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11ページにかけてになります。

1 2 番、土器町西三丁目・・・合計面積 2,485.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 10 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 3 番、綾歌町岡田東・・・面積 479.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、敷地拡張し、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 4 番、綾歌町富熊・・・面積 385.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 4 年 2 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 1 4 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 9 番、10 番、11 番は同じ地図ですが、売買した人が違うので 3 件になっているのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただいまの質問にお答えいたします。9 番、10 番、11 番と 3 件の議案に分かれています。この違いは、譲受人の会社が・・・が二つと・・・というのが一つで、・・・ですが、片方は所有権の移転ともう片方が賃貸借ということで、申請が 3 件になっています。以上です。

●会長（松岡繁君） 大口委員、よろしいですか。9 番は 1 ヘクタール以上ありますが、もう少し詳しく説明していただけますか。排水の関係とか、それから、撮影ブースと書いてありますが、どういう事業か説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。ただいまご質問のありました 9 番から 11 番について説明いたします。現況は、国道 11 号線が通っています。西側が・・・、それから東側が・・・、所有権移転と賃貸借となっています。農地を貸店舗、貸撮影ブースそれから露天施設へ転用するとなっています。内容は、貸店舗、貸撮影ブース・展示場を整備して、それを自動車の販売会社へ貸して、390 台あまりの車を展示し販売

を行います。店舗と車等を撮影するブースを整備するということになっています。広い面積になりますが、排水については、汚水は下水道施設へ接続放流、それから雨水は、溜枘を設置して、隣接の水路へ放流となっています。事業計画の内容については、不動産業を営む転用事業者が露天施設それから展示施設を作って、貸店舗、貸展示施設として車の販売会社に貸して展示販売をする計画です。国道沿いであるということ、そして近隣に店舗もたくさんあることから、集客も見込めます。駐車場区画に397台程度の区画、通行スペース、客と対応する店舗、事務所、整備工場、それから撮影ブースを設置するようになっています。概要は以上です。

●会長（松岡繁君） 撮影ブースということですが、何のために撮影するのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 最近、車の販売会社がホームページとかを利用して、車を撮影して、PR等を行っています。そういうことに利用されると思われま。

●会長（松岡繁君） はい。他にありませんか。はい、どうぞ。

●農業委員（宮武雅毅君） 排水の関係で、水路の幅とかについて私は関与できないけれども、ちゃんと計算したのですか。

●事務局長（小西裕幸君） はい。ただいま質問のありました排水量につきましては、農業委員会として、こちらの転用がなされたことにより近隣の農地等に影響がないかということの判断が必要となっています。それで今回のこちらの利用計画図の中には、かなり大きめの調整池、地下貯留となっています。そういうものを設置して、一度、貯めて横の水路へ流していくという計画になっています。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から14番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件14件は許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、12ページをお開きください。議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」です。12ページから56ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて85件、筆数は108筆、面積176,834.00㎡となっています。詳細は、表の通りで

す。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」85件の各案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

次に、議案第26号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは57ページをお開きください。議案第26号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。詳細は57ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第26号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

次に、議案第27号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、58ページをお開きください。議案第27号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、土器町東四丁目・・・面積528.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、農地法施行前より、宅地として利用している状況です。

2番、飯山町東坂元・・・面積2,156.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁栄し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第27号「非農地証明願について」1番から2番につきましては、原案通り処理していくことといたします。

続いて、議案第28号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 59ページをお開きください。議案第28号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、三条町・・・面積2,606.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年2月25日、分譲住宅10棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、原田町・・・合計面積5,614.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年7月3日、分譲住宅24棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

60ページをお開きください。

3番、田村町・・・合計面積677.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年8月30日、分譲住宅2棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、事業計画を変更し、貸住宅4棟の建築整備を図りたいとの申請がありました。以上ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第28号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から3番の各案件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは61ページを、ご覧ください。報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は5件です。

1番、川西町南・・・合計面積2,852.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年12月3日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、本島町福田、本島町尻浜・・・合計面積1,236.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成14年11月5日、相続により農地を取得したものです。委員会による、斡旋等の希望はありません。

6 2ページをお開きください。

3番、土器町東五丁目・・・面積677.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月9日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、飯山町上法軍寺・・・面積344.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年2月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

6 3ページにかけてになります。

5番、飯山町東坂元・・・合計面積11,724.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年4月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の機能はありません。

続いて、6 4ページをお開きください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は2件です。

1番、田村町・・・合計面積4,406.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用目的のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

6 5ページをお開きください。

2番、綾歌町富熊・・・面積779.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用目的のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で4月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） 最後に事務局から連絡いたします。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせいたします。まず、来月の農地転用等の締切日は連休明けの5月6日金曜日になります。現地調査は土日を挟んで、5月10日火曜日に現地調査を行います。関係する委員には9日月曜日に連絡いたしますので予定を空けておいてください。次に、5月の総会は5月20日金曜日ですが、この時には、定例総会とその前に、年に1回の通常総会を行います。開始の時間が30分早くなり午前9時から通常総会を開催しまし

て、そのあと定例総会を行います。場所は、本館2階201会議室、こちらの会場で開催いたします。

●会長（松岡繁君） 局長、この時は推進委員も一緒に広い場所でできませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ただ今、推進委員も一緒にどうかというご意見がありました。その頃のコロナの状態がどうあるのかと、あと一番大きいのはひまわりセンターの4階ですが、基本的に定員の半数までしか入室できません。コロナがひどくなりましたら、貸館が中止になる場合もありますので、そういうところを確認して、通知いたします。また、議案と一緒に案内文を送付いたします。それを確認していただいて、出席をよろしくお願いいたします。なお、この後、会長、副会長は、島しょ部の農地パトロールの簡単な説明を行いますので、残っておいてください。それから、今月もコロナウイルスの収束が見られませんので、役員で協議して本日の農地利用最適化推進委員連絡会は中止といたしました。連絡は以上です。本日もありがとうございました。

(午前11時10分終了)